

泉佐野市特例子会社設置支援事業補助金交付要領

令和5年11月1日

泉佐野市
成長戦略室おもてなし課

事業概要

泉佐野市内に特例子会社を新たに設置する事業者に対して支援することにより、障害者雇用の促進を目的とします。この支援を通じて多様な人材が活躍することで、地域経済の活性化に繋げていくことをめざします。

については、泉佐野市特例子会社設置支援事業補助金交付要綱に基づく以下の補助金を創設し、活用する補助事業者を以下の要領で広く募集します。

【泉佐野市特例子会社設置支援事業補助金】

1 申請資格

以下のすべての要件を満たす法人事業者とする。

- ① 補助金の交付決定に向けた事業計画の認定申請時点において、泉佐野市内に新たに特例子会社又は事業所を設置するために建物建設又は建物を改修により整備を行う場合もしくは当該特例子会社又は事業所において障害者を雇用しようとする場合において、交付決定を受けようとする年度の3月31日までに事業を完了する者。
- ② 市税に滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 市より指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 代表者、個人事業主その他事業に従事する者が泉佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと等、反社会勢力との関係を有しないこと。

2 補助率・補助上限額

- 特例子会社又は事業所設置費用 補助率：1/2
障害者の雇用を促進するための費用（設備等） 補助率：2/3
常用障害者の雇用を促進するための費用（雇用） 補助率：定額（対象者1人あたり月額上限25万円）
- 補助上限：1億円（1件当たり※初年度の交付決定日より3年度間の総額）

3 補助対象「外」となる事業

- ① 整備した拠点を居住用として貸し付ける事業

- ② 整備した拠点全体を一者に貸し付ける事業（単なる転貸）
- ③ 整備した拠点を倉庫として使用することを主たる目的とする事業
- ④ 風営法第3条第1項の営業許可が必要となる事業
- ⑤ 法令に違反する事業（法令による許可が必要であるのに対し、未許可となっている事業を含む）
- ⑥ その他、市長が不適切と認める事業

4 補助対象経費

本補助金の対象とする経費は、以下のとおりです。

補 助 事 業		補助率※	上限額
補 助 対 象 経費の区分	内 容		
特例子会社又は 事業所設置費用	特例子会社又は事業所設置に必要な費用のうち、当該事業所の本事業に供する経費として計上を認めるもの。 (例) ・建設費 ・建物リース料・賃料（設計費・内装工事：賃貸借の場合、不動産所有者に改装などの施工に承諾を得た経費）	1 / 2	1億円 (原則、初年度の交付決定日より3か年度間の総額)
障害者の雇用を促進するための費用 (設備等)	特例子会社又は事業所設置に必要な費用のうち、当該事業所の本来事業の目的で整備され、且つ、障害者を雇用するために必要となる経費（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入、設置に必要な経費）。	2 / 3	
常用障害者の雇用を促進するための費用 (雇用)	設置される特例子会社又は事業所における、常用障害者雇用に関する経費（常用障害者に対して支払われる給与等）。	定額 (対象者1人あたり月額上限25万円)	

※ それぞれの補助対象経費の区分の補助率から算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

注意事項

- ① 対象となる建物建設費、建物改修費、設備・備品等については、申請・審査が必要となります。
- ② 対象となる建物建設費、建物改修費・設備・備品等については、原則、調達につ

き、2者以上の入札・見積もり合わせが必要です。

- ③ 中古の設備・備品の取得については、2者以上の中古品流通事業者から形式や年式が記載された見積りを取得している等、価格の妥当性を証明できる場合のみ対象となります。
- ④ リース料も対象となります（ただし、原則交付決定日以降に調達し、交付決定を受けた年度の3月31日までに事業を完了し、且つ支払済である経費のみが対象となります）。
- ⑤ 原則、交付決定日以降（申請日や認定日ではありません）に発注し、交付決定を受けた年度の3月31日までに事業を完了し、且つ支払済である経費のみが対象となります。

5 補助対象経費として計上できない経費

- ・土地・建物の取得に関する経費
- ・自動車等車両
- ・保証料・敷金・仲介手数料・光熱水費・収入印紙・公租公課・振込手数料等
- ・中古市場において広く流通していない中古設備・備品
- ・その他事業に関係のない経費

6 補助対象経費からの消費税額の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

補助金額に消費税等が含まれている場合、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告を求めることとなります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するためです。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、煩雑な事務手続回避の観点から、上記のとおり扱うものです。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

7 事前相談・認定申請方法

必ず事前相談（概ね事業開始予定日の6か月前まで）のうえ、認定申請をしてくだ

さい。下記「8 事前相談先・申請書類の提出先」まで事前相談後、随時受付いたします。

事前相談の後、申請書をお渡しします。

- 申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第1号（別紙1））
- 事業収支予算書（様式第1号（別紙2））
- 誓約書（様式第1号（別紙2））

【添付書類】

- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 定款の写し（親事業主及び特例子会社（特例子会社を設立済の場合））
- ・ 法人登記簿謄本の写し（親事業主及び特例子会社（特例子会社を設立済の場合））
- ・ 直近の財務諸表の写し
- ・ 整備拠点（物件）の登記簿謄本の写し（未登記の場合は固定資産税家屋課税（補充）台帳の写し）
- ・ 整備拠点が賃貸借の場合、改装内容が明示されている所有者の同意書（任意様式）

8 事前相談先・申請書類の提出先

〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地

りんくうタウン駅ビル東棟2階

泉佐野市成長戦略室おもてなし課

特例子会社設置支援事業 担当

9 認定された事業計画における泉佐野市での予算化

認定された事業計画に基づき、泉佐野市議会に対して、当該認定事業の補助金に係る予算案を上程して予算化を進めます。そのため、認定後、補助金の申請を受けてから決定までの間に市議会での議決を経る必要があることから、申請受付の時期により、補助金の交付決定まで6か月以上かかることがありますので、ご注意ください。

なお、市議会による手続きを経るため、当該事業にかかる予算案が否決又は減額されることがある点についても併せてご注意ください。

10 補助金の申請・決定

認定を受けた事業申請者から補助金交付申請を受理し、本市が発出する補助金交付決定通知書の交付をもって、補助事業者となります。なお、補助金交付決定通知書に記載する補助金の金額（交付決定額）は、対象経費・必要額を精査した金額とします。※認定事業の予算が市議会において議決後に交付決定を行うことになるため、補助金交付申請を受付する時期により、交付決定までに6か月程度要することがありますので、ご注意ください。

11 補助金の支払い

(1) 補助金額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として、現地調査及び領収証等の書類調査を行い、支払額を確定します。補助事業者として認定された場合であっても、交付決定を受けた年度の3月31日までに事業の完了が行われなかった場合は、交付決定を取消しますので、補助金を支払うことはできません。

なお、補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

(2) 補助金額の支払い時期

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

1.2 全体のスケジュール

申請から事業終了まで、以下の流れで実施します。

① 事前相談・認定申請

- ・ 上記「7. 事前相談・認定申請方法」に従い、特例子会社の設立等を検討される段階（事業実施の概ね6か月前まで）において事前相談の後、申請してください。



② 認定可否・認定された事業計画における泉佐野市での予算化

- ・ 認定申請書類を基に書類審査を行い、事業申請者に対して結果を通知します。
- ・ 認定された事業計画に基づき、泉佐野市議会に対して、当該認定事業の補助金に係る予算案を上程して予算化を進めます。

なお、市議会による手続きを経るため、当該事業にかかる予算案が否決又は減額される点がある点についても併せてご注意ください。



③ 補助金交付申請・決定通知書の交付

- ・ 認定後、補助金の交付申請をしていただき、市議会において予算成立後（議決後）に交付決定通知書を交付します。

※認定事業の予算が市議会において議決後に交付決定を行うことになるため、補助金交付申請を受付する時期により、交付決定までに6か月程度要することがありますので、ご注意ください。



④ 補助事業期間

- ・ 原則、上記③の補助金交付決定通知日から、補助事業開始（**交付決定日以降に着手（発注）した経費が補助対象**）となります。交付決定を受けた年度の3月31日までに事業を完了、または3か年の事業計画の場合、交付決定を受けた年度から起算して3か年度目の3月31日までに完了していることが必須で、そのうち同日までに支払いが完了した経費が補助対象となります。



⑤ 実績報告書提出、補助金の交付

- ・ 実績報告書の提出及び経費精算（事業が完了した後30日以内）
- ・ 市による現地及び書類調査・補助金の交付

1.3 取得財産の管理等

補助金により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。また、次の点に留意してください。

- （1）取得財産等のうち取得価格又は効用の増加額が50万円以上のもの（リース期間終了後に、事業実施者へ所有権移転する財産を含む）について、交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄（以下、「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ本市の承認を受けなければなりません（別に定める財産の処分制限期間を超過した場合を除く）。
- （2）取得財産等を別に定める期間内に処分された場合や、事業自体が廃止・譲渡された場合は、補助金の返還義務が生じます。
- （3）取得財産等を処分することにより収入がある場合は、その収入の全部又は一部を市に納付して頂くことがあります。

1.4 その他の注意点

- （1）補助金により取得し又は効用の増加した資産に関して、固定資産税（家屋・償却資産）の申告が必要な場合は、必ず申告してください。また、本補助金により取得し又は効用の増加した資産に関する一切の情報は、本市の税務情報として使用することがあります。
- （2）補助期間終了後、3会計年度の間、会計年度終了後3ヶ月以内に、補助対象整備拠点にて行う補助対象事業を実施していることを証明する書類（売上台帳、月次

試算表、労働者名簿、雇用保険事業所別被保険者台帳、賃金台帳、損益計算書等)を提出してください。この間に、補助事業を実施していない場合や、補助事業を廃止・譲渡した場合には、既に交付した補助金の全額を又は一部を返還して頂きます。

- (3) 申請につき、市税に未納がないかどうかを税務課に情報照会を行います。同意頂けない場合は、申請を受け付けることができません。
- (4) 本補助金は、認定事業者に対して補助金を交付するものであり、申請に係る費用や、申請後に不認定になった場合で、既に発注していた改修工事等に係るキャンセル料金等について、一切の補助金を交付しません。
- (5) 本要領の他、泉佐野市特例子会社設置支援事業補助金交付要綱をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。